

## 翻訳

蒋正一「日本軍『慰安婦』問題とハンギョレ」

(小説家、『ハンギョレ新聞』2016年1月14日)

昨年、突然「12・28 慰安婦合意」が発表され、『ハンギョレ』紙上には慰安婦問題に関する記事とコラムがあふれた。まず1月6日付けに掲載された崔ウォニョン記者の「バタビア裁判記録」を見てみよう。3段で構成されたこのコラムの1段と2段は、1944年2月、オランダ領インドネシアを占領した日本の南方軍管轄の幹部候補生部隊が民間人収容所にいたオランダ女性35名をスマラン地域の慰安所に監禁し、売春を強要した事件を指摘している。オランダ女性たちは英文も知らないまま日本語で書かれた書類に署名した後、慰安所に引っ張られていった。

第二次世界大戦が終わった後の1948年、オランダ政府はスマランで展開された日本軍の戦争犯罪を処罰するために、バタビア（今のジャカルタ）で臨時の軍事裁判を開いた。この時、日本軍将校と民間人のポン引きからなる被告たちは「女性たちが志願した」という論理を用いたが、裁判部は彼らに死刑および2～20年の実刑を宣告した。

記者は3段で、日本軍がオランダ領インドネシアで行った慰安婦強制連行の証拠をそのまま植民地朝鮮に適用し、それを日本軍が朝鮮人慰安婦を銃剣で連行した「動かさない証拠」とみなしている。しかし、1段と2段は3段を立証する強力な根拠とはならない。専門的な慰安婦研究者たちは、日本軍が中国と南方戦線で現地の女性を強制連行して強姦した形態を、法と行政力が支配していた空間である朝鮮にそっくりそのまま当てはめるのは無理だと述べている。研究者たちは銃剣による「狭義の強制性」と植民支配の必然性が生んだ「広義の強制性」を厳密に区分しており、狭義の強制性は一般的ではなかったという。記者は、専門学界の新しい研究成果を粘り強く探求して反映させなければならない。

次は、キル・ユンヒョン東京特派員が書いた「慰安婦研究の日本での最高権威者『韓日12・28合意、白紙化しなければ』」〔日本語版では2016年1月8日付け・訳者注〕。この記事は、日本の防衛庁の防衛研究所図書館で日本軍が軍慰安婦の設置を指示した公文書を発掘することで慰安婦研究に画期をなした吉見義明へのインタビューである。吉見の本は『日本軍の軍隊慰安婦』（ソファ、1998年）が以前から出ていたが、最近、彼の20年にわたる慰安婦問題研究の成果を集約した『日本軍「慰安婦」、その歴史の真実』（歴史空間、2013年）が刊行された。日本の右翼が主張する5つの事実（facts）を一つ一つ反駁している

が、残念なことにその本も、戦場で引き起こされた強制性の事例をあげて植民地空間で引き起こされた強制性を立証しようとしている。3段を立証しようとして、いつも1段と2段に頼らなければならないその苦境が暗示するものは何なのか？ 江南に住む姜斎星と江北に住む姜斎星は同名異人であって、同じ人ではない。

最後に、1月12日付けに掲載された李ユンジェ亜州大法学専門大学院教授が書いた「『慰安婦合意』という国際的逸脱行為」。私はこのコラムの趣旨に百回、共感するが、筆者が慰安婦の数字を「約20万人」と主張することには異議を提起したい。吉見義明の二冊の本はもちろんのこと、朴裕河の『帝国の慰安婦』について批判的な座談会を開いた4名の若い歴史家たちもやはり20万人説は誇張だと述べている。事実を確認しようとする努力と、そのはてに得られた確実な意見表明なくして正論紙にはなれない。